【新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給について】

- ○目 的:新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者が休みやすい環境を整備し、感染拡大防止を図ろうとするもの。
- ○対 象:給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがあるため、療養のため労務に服することができない場合。(労務に服さなかった期間に給与等の支払いがあったものは対象外)
- 〇支 給 額:直近3月間の平均収入日額×2/3×労務に服することができなかった日数(起算日から3日を除く)
- ○財 源:国の特別調整交付金により財政支援(補助率 10/10)
- ○対 応:本市国民健康保険条例の一部改正を行い実施(施行日:令和2年5月1日)
- ○実 績:53 件、1,661,061 円(令和 4 年度実績:令和 4 年 12 月末時点) ※参考 3 年度実績:10 件、297,634 円

【新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免について】

- ○目 的:新型コロナウイルス感染症の影響より収入減が見込まれる世帯に対する保険料減免。
- ○対 象:①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯 ⇒ 保険料を全額免除
 - ②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯 ⇒ 保険料の一部を減額
 - ※収入減少により減額される要件
 - ・収入の種類ごとに見た収入のいずれかが前年比で3割以上減少する見込みであること
 - ・前年の所得の合計額が 1,000 万円以下であること
 - ・収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- ○対象保険料:令和4年度分保険料
- ○減 免 額:所得金額に応じ、10割から2割の減免
- ○財 源:国の特別調整交付金で財政支援(補助率10/10)
- ○対 応:国保条例第24条に則り、新型コロナウイルス感染症の影響による減免に関する要綱を制定し実施
- ○実 績:40件、8,911,451円(令和4年度分保険料の減免額)(令和4年12月末時点)
 - ※参考 3年度実績:88件、17,498,127円(令和3年度分保険料の減免額)